

# 特定疾患患者福祉手当給付事業について

市では、栃木県特定疾患治療研究事業の対象となっている難病患者または、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている難病患者（小児）を扶養している保護者に手当を支給しています。手当は、月額2,500円です。手当は年2回、9月と3月に支給しています。申請には、受給者証（登録者証含む）と印鑑及び本人名義の通帳（児童の場合は保護者）が必要になります。

栃木県特定疾患治療研究事業の該当になる疾患名は、次のとおりです。

特定疾患名（国指定）

ベーチェット病	多発性硬化症	重症筋無力症
全身性エリテマトーデス	スモン	再生不良性貧血
サルコイドーシス	筋萎縮性側索硬化症	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
突発性血小板減少性紫斑病	結節性動脈周囲炎	潰瘍性大腸炎
大動脈炎症候群	ピュルガー病	天疱瘡
脊髄小脳変性症	クローン病	難治性肝炎のうち劇症肝炎
悪性関節リウマチ	パーキンソン病関連疾患	アミロイドーシス
後縦靭帯骨化症	ハンチントン病	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)
ウェゲナー肉芽腫症	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	多系統萎縮症
表皮水疱症(接合部・栄養障害)	膿疱性乾癬	広範脊柱管狭窄症
原発性胆汁性肝硬変	重症急性膵炎	特発性大腿骨頭壊死症
混合性結合組織病	原発性免疫不全症候群	特発性間質性肺炎
網膜色素変性症	プリオン病	原発性肺高血圧症
神経線維腫症	亜急性硬化性全脳炎	バット・キアリ症候群
特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	ライソゾーム病	副腎白質ジストロフィー

この他、県単独指定している次の疾患について、平成19年10月より対象疾患名の一部変更がありました。

平成19年9月までの疾患名	平成19年10月よりの疾患名
ネフローゼ症候群	難治性ネフローゼ症候群 一次性のネフローゼ症候群の診断基準を満たし、副腎皮質ステロイドと免疫抑制薬の併用を施行しても4週以上の治療期間に基準以上の効果が得られないもの。
橋本病	対象外
下垂体機能障害	プロラクチン分泌異常症
A プロラクチン分泌異常症 B ギナドトロピン分泌異常症 C 抗利尿ホルモン分泌異常症 D 成長ホルモン分泌不全症低身長症 E 下垂体前葉機能低下症 F 先端巨大症 G 下垂体性巨人症 H クッシング病	ゴナドトロピン分泌異常症 中枢性性早熟症は対象外。新たにゴナドトロピン分泌過剰症を加える。 部分的下垂体機能低下症、汎下垂体機能低下症を含む。
突発性難聴	抗利尿ホルモン分泌異常症 中枢性尿崩症に加え、抗利尿ホルモン分泌過剰症(SIADH)を加える。
	突発性難聴 70デシベル以上の高度難聴を対象 有効期間は6か月で更新なし

今回特定疾患治療研究事業の対象外となりました特定疾患患者福祉手当を受給されていた方は、特定疾患患者福祉手当受給者資格喪失届を提出してください。9月分の手当については、3月に支給します。

橋本病（登録者証含む）、突発性難聴の登録者証については、9月30日で特定疾患治療研究事業の対象外になりました。該当者については、本人宛に通知をしますので、特定疾患患者福祉手当受給者資格喪失届を返信用封筒にて、返送してください。

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112